



令和5年第4回総会

会 議 録

期 日 令和5年4月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第4回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年4月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	19	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	20	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	21	農地法第3条許可申請について
5	22	農地法第5条許可申請について
6	23	農用地利用集積計画の調整について
7	24	令和5年度最適化活動の目標の設定等について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和5年第4回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番篠原委員、5番今給黎委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第19号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号17号から26号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外7名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外8名です。

解約面積は畑が18筆で18,656㎡、合計18筆で18,656㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号17号から26号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第20号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

2 ページをご覧ください。

名簿登録番号下野原地区1号、〇〇〇〇さんは経営形態露地野菜・施設野菜で、ブロッコリーを中心に多品目の野菜を栽培するとのことです。

経営面積は26.3aです。農業労働力は1名です。

この方は、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規掲載しようとするものです。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規掲載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請ついてを議題といたします。

議案について事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号6号]

整理番号6号についてご説明申し上げます。

整理番号6号の申請地は、桜山東町〇〇番〇，田，160㎡

桜山東町〇〇番，田，320㎡

桜山東町〇〇番，田，357㎡

合計837㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，74歳，静岡県焼津市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，82歳，桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号6号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号6号の申請地については5～6ページに掲載してあります。

申請地は、桜山東町〇〇番〇は的場水産(株)倉庫より北西側〇〇mに位置します。

桜山東町〇〇番と桜山東町〇〇番は隣接しており，桜山東町〇〇番〇の北側〇〇mに位置します。

[整理番号7号]

整理番号7号の申請地は，大塚南町〇〇番，畑，1,278㎡

大塚南町〇〇番，畑，1,758㎡

合計 3,036 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、75歳、南さつま市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、44歳、南九州市にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地、大塚南町〇〇番と〇〇番は隣接しており、海田タンスより南西側〇〇mに位置します。

[整理番号8号]

整理番号8号の申請地は、板敷本町〇〇番、畑、821 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、87歳、大阪市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、66歳、板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号8号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号8号の申請地については10ページに掲載してあります。

申請地は、佳敷土建より東側〇〇mに位置します。

[整理番号9号]

整理番号9号の申請地は、桜山東町〇〇番、田、213 m²

妙見町〇〇番〇、田、208 m²

妙見町〇〇番〇、田、163 m²

合計 584 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、71歳、妙見町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、40歳、妙見町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号9号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号9号の申請地については12～13ページに掲載してあります。

申請地桜山東町〇〇番は、下園公民館より北北西側〇〇mに位置し、妙見町〇〇番〇と妙見町〇〇番〇は一体化された田で、申請地桜山東町〇〇番より南側〇〇mに位置します。

[整理番号10号]

整理番号10号の申請地は、栄中町〇〇番、畑、388 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、病院勤務、60歳、木原町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新たに兼業で農業を始めます。38歳、栄中町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号10号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号10号の申請地については15～16ページに掲載してあります。

申請地栄中町〇〇番は、Aコープ木原店より北東側〇〇mに位置します。

整理番号6～10号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号6号について、今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員）整理番号6号について報告いたします。

4月13日に譲受人の配偶者である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人の〇〇〇〇さんは譲受人の叔母の子供にあたります。

譲受人は松下集落に居住し、野菜、水稻を栽培しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の桜山東町〇〇番〇は東側が田、西側は水路、南側は田、北側は田で、水稻が作付けされています。

申請地桜山東町〇〇番は周辺が水田で、東側は市道で、西側は田、南側は田、北側は田で、水稻が作付けされています。

申請地桜山東町〇〇番の現地は水田で、東側は水稻が栽培され、西側は水路、南側は保全管理された田で、北側は田で、水稻が作付けされています。

いづれも、取得後は、周辺と一体となった水稻が作付けされ水利面など効率的な営農が行われることから、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に整理番号7号について、園田委員をお願いします。

9番（園田委員）整理番号7号について報告いたします。

4月10日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は南九州市川辺町に居住する譲渡人の息子さんで、甘しょを中心に栽培する畑作農家の後継者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、区画整理された農振地域内で、東側は甘しょ畑、南側および北側は道路を挟んで遊休農地で、西側も遊休農地です。

現在、甘しょの作付けの為マルチをしてあり、取得後、甘しょを作付けし、後作として人参を作付けする計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に整理番号8号について、俵積田正康委員をお願いします。

1 2 番（俵積田正康委員）整理番号 8 号について報告いたします。

4 月 9 日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に居住し、兼業農業で、休業日を利用して野菜等を栽培しております。

譲渡人は譲受人の伯母であり、譲渡人は大阪市に移住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地周辺は、東側は畑・原野、西側は畑、南側は畑・原野、北側は畑です。

現在、譲渡人が畑として管理されています。

取得後は、菜園畑として営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。また、北側、〇〇番は申請地から行き来しますが、承諾はしているとのことです。

以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 9 号について、有村委員お願いします。

1 3 番（有村委員）整理番号 9 号について報告いたします。

4 月 1 2 日に譲受人の父、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は下園集落に居住する兼業農業で、土日を利用して父母と農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地桜山東町〇〇番は東側が田、西側は遊休農地、南側は保全管理された田で、北側は水田です。出入りは南側の農地を利用する予定であり、土地の貸し借りについては、農業委員会に届出をするよう指導致しました。

申請地妙見町〇〇番〇と〇〇番〇は一体化された田です。

東側は水路を挟んで道路、西側は保全管理された田で、南側は畑でバナナ、梅など栽培されています。北側は水田用の道となっております。

取得後は、水田および甘しょ等の作付け畑として利用する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 次に整理番号 1 0 号について、桑原委員お願いします。

1 4 番（桑原委員）整理番号 1 0 号について報告いたします。

4 月 1 2 日に譲受人の父である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は木原集落に居住する団体職員です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、不耕作で保全管理された農地で、東側が不耕作の畑、西側は宅地、南側は道で、北側は宅地です。

取得後は、家庭菜園で野菜を栽培する計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）畑の名義人と譲渡人が違うんですけど、8号は譲渡人が〇〇〇〇さんで名義人が〇〇〇〇さん、それと10号で譲渡人が〇〇〇〇さんに対して名義人が〇〇〇〇さんとなっておりますけど、この関係はどうなっているのでしょうか。

事務局 まず8号についてですが、令和5年3月22日に〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに所有権移転をされています。それでまだこの地籍図の方がまだ直っていないところだと考えられます。

続きまして、10号、10号についてちょっと調べますので待ってください。

14番（桑原委員）10号の〇〇さんとここにありますが、〇〇さんが相続をしたということで、まだ地図がまだ変わっていません。以上です。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請について、整理番号6号から整理番号10号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件で、使用貸借権設定に関する申請が1件です。

〔整理番号5号〕

整理番号5号の申請地は桜木町〇〇番、畑、306㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいの為、申請地に自宅を建築したい。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載してあります。

測候所から北西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種住居地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は306㎡で問題ないものと思われます。

建物は高さ4.9mの平屋であり、農地境界より1.26m程度控えて建築します。

[整理番号6号]

整理番号6号の申請地はまかや町〇〇番、畑、746㎡です。

借人は〇〇〇〇さんです。

貸人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は農家住宅と倉庫です。

申請事由は、「現在借家住まいの為、申請地に農家住宅を建築し、耕作・管理をするために倉庫も建築したい。」とのことです。

申請地は、21ページに掲載してあります。

真茅公民館より南東〇〇mの集落内に位置します。

申請地は第1種農地と判断されますが、申請地より概ね50mの接続距離で真茅集落に接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、農家住宅で、付属の農業用倉庫、駐車場、作業場を設置します。

農家住宅への転用にあたり、農地境界から4.7m控えて平屋建てでございます。

整理番号5号から6号までは、いずれも、そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号5号について、園田委員をお願いします。

9番（園田委員）整理番号5号について報告いたします。

4月17日、今給黎農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さん、新屋敷さんと、譲受人〇〇〇〇さん立会いの下と現地調査をしました。

5号の申請地は、市役所の西〇〇mに位置し市道に面した農地で、現在、保全管理されてあります。

申請地の東側は市道、北側は畑で境界はブロック積みがされています。東側は歩道のある道路、西側は宅地です。

境界には、四方ブロック積みがされています。

一般住宅の転用にあたり東側の道路より西側へ5mほど駐車スペースのため道路と同じ高さまで切土し、段差には擁壁施工し、住宅の建設にあたり10cmほど切土を行い境界のブロック積みは撤去し、擁壁を施す計画です。

雨水については、溜桝及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も東側市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

農地への日照通風等支障の問題もないと思われます。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 次に、整理番号6号について、今給黎委員お願いします。

5番（今給黎委員）整理番号6号について報告いたします。

4月17日、園田農業委員、中原推進委員、事務局、前原さん、新屋敷さんと、譲受人、〇〇〇〇さん、母の〇〇さん立会いの下現地調査をしました。

転用目的は甘藷を栽培する下〇〇〇〇さんの農家住宅と倉庫を建設するため転用するものです。

母親の土地を無償貸借するもので、北側と南側は宅地、東側は市道、西側は茶畑となっています。

北側の宅地との境界確認や、南側の宅地との境界へも境界杭を設置するなど、境を明確にするよう指導したところでした。

それと北側に水路がありましたので、そこも境界確認をしておくよう指導したところでございます。

また、市道側のところに陥没が見られましたので、ブロック積等で修復するよう指導しました。

農地への日照通風等支障を及ぼさないよう措置し、排水を合併浄化槽で処理後、東側側溝へ排水する計画です。

そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号5号及び整理番号6号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第23号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、22～23ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号54号から67号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外13名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外22名で設定面積は、田が3筆1,408㎡畑が19筆24,103㎡樹園地が14筆18,642㎡合計36筆で44,153㎡です。

なお、整理番号67号においては、利用権が新規に、使用貸借になるものです。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号54-1号から67-3号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第23号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第24号令和5年度の最適化活動の目標の設定等(案)について説明いたします。24～26ページをご覧ください。

この議案につきましては農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組みとして、各農業委員会の活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

農業委員会の主な活動として担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地転用への適正な対応があります。

最初に、「Ⅰ農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)」について、現在の体制と農家・農地等の状況を記載していますので、お目通しください。

次のページの「Ⅱ最適化活動の目標」について説明いたします。

まず「1最適化活動の成果目標」についてですが、「(1)農地の集積」の①の現状は集積率が67.6%となっております。②目標は、県の農地の集積の目標年度が令和15年度で目標集積率が90%となっており、本市の今年度の新規集積目標は16.6haで年度末集約面積1,010ha、集積率68.7%と設定しています。

「(2)遊休農地の解消」につきましては、①現状で1号遊休農地が54.5haあり、緑区分の遊休農地が44.7haで黄区分の遊休農地が9.8haとなっております。利用状況調査時のa分類が緑区分、b分類が黄区分です。

②目標の解消目標面積を、緑区分 44.7ha のうち約 8.94ha とし、黄区分 8.4ha については市農政課と基盤整備計画について検討し、新規発生遊休農地の 8.9ha としています。

「(3) 新規参入の促進」については、①現状については記載しているとおりで、②目標としては公表する農地の面積を 2.8ha をとしています。

「2 最適化活動の活動目標としては、(1) の日数目標を 1 人当たりの活動日数を月 11.1 日、(2) の設定目標は、8 月に遊休農地の解消、1 月に新規参入の促進、3 月に農地の集積を行い、(3) 新規参入相談会への参加目標を 1 回としています。

以上、令和 5 年度の最適化活動の目標の設定等について説明を終わります。

なお、内容については、県農業会議と協議中であり、承認見込みのもと、若干、修正があることをご了承ください。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 7 号令和 5 年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

それでは、しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 今給黎 龍浪